生物多様性条約のABS交渉で何が議論されているか?

-これまでの経緯と最新情報-

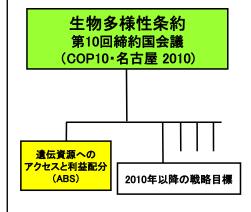
2009年1月26日 (財)パイオインダストリー協会(JBA)

炭田精造

┛■ 財団法人バイオインダストリー協会

生物多様性条約(CBD)

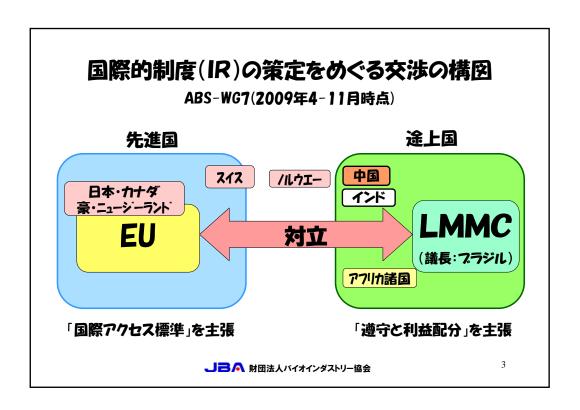
1992年 5月採択、1993年12月発効、加盟:193ヵ国

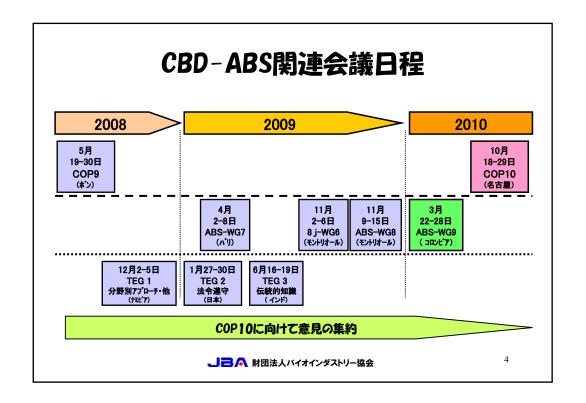


CBDの目的

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる 利益の公正かつ衡平な配分 (経済条約的性格)

J■ 財団法人バイオインダストリー協会





1. 経緯

■ 財団法人バイオインダストリー協会

5

CBD 第15条 遺伝資源の取得の機会(アクセス)

- 遺伝資源に対し資源国が主権的権利を持つ
- 提供国と利用者間で事前同意が必要
- 相互に合意する条件で公正・衡平に利益分配

→ 財団法人バイオインダストリー協会

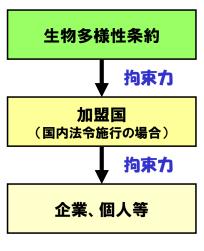
CBD 第8条 j 項 伝統的知識(TK)の尊重

- 原住民、地域社会のTKを尊重する
- TKの利用がもたらす利益の衡平な 分配を奨励する

■ 財団法人バイオインダストリー協会

7

条約と国内法と企業・個人の関係



■■ 財団法人バイオインダストリー協会



各国のABS国内法の整備

《193加盟国のうち、10%程度の国しか制定していない》

インド、エチオピア、アンデス協定、ケニア、コスタリカ、豪州(連邦政府、Queensland州、北部準州)、タイ、中国、ノルウエー、パナマ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、マラウイ、マレーシア(サラワク州、サバ州)、南アフリカ

→ 財団法人バイオインダストリー協会

CBDに基づく国際ガイドライン

- 1998年に審議開始、2002年に採択(COP6)
- 目的: ABS国内法策定、利害関係者(資源提供者&利用者、原住民)のため等の多目的指針

→ 財団法人バイオインダストリー協会

11

ABSを巡る議論の経緯

1993.12.28	CBD発効
■ 1998.5~	COP4、専門家会合I、COP5、 専門家会合II、およびABS作業部会
■ 2002.4: COP6	ボン・ガイドラインを採択
2002.9	ヨハネスブルグ・サミットで利益配分の <mark>国際的制度(IR</mark>)の交渉を決定
■ 2003.3~	CBD下でIRの交渉を開始するも、入り口 論で対立し、3年間、進捗せず。 COP10前までに作業終了を決定
2 010.1	COP10を控え、未だ先行き不透明

2. 国際的制度- 交渉の論点-

■■ 財団法人バイオインダストリー協会

13

先進国と途上国の意見の対立

2009年11月モントリオール作業部会の時点

	メガ多様性同志国家グループ (議長国: プラジル)	欧州連合(EU)
アクセス	●提供国の主権的権利として規制する。●主権的権利への介入は受け入れられない。	●アクセスの円滑化が必要。 ●「国際アクセス標準」が必要 (任意の制度とし主権的権利は侵さない)。
利益配分	●法令で利益配分を確保すべき。 ●技術移転や資金×カニズム等が必要。	●利益配分は契約ベースが基本。 ●分野別の契約条項のメニュー等の 開発が有用。
遵守	 ●提供国はアクセス許可証明書を発行。 利用国での特許出願や製品許可申請時にその証明書の添付をチェックする。 ●利用者が「提供国の国内法」を遵守しない場合、利用国は法的拘束力のある国内措置によい制裁すべき。 	●「国際アクセス標準」に違反した自国の利用者に対しては、利用国は国内の制裁措置の制定を検討する用意はある。 ●特許出願における出所開示制度はWIPOへ提案済み。

論点のまとめ

[3	国際的制度の要素	論点の例
目	钓	● IRのどの要素に重点を置くか
範囲		派生物&産物の扱い方、病原体の扱い方、FAO-IT条約等との境界線通常取引される商品(コモディティー)の扱い方
ア!	ウセス	● アクセスの円滑化のための「国際アクセス標準」の開発の必要性
利益配分		●参考資料としての分野別の利益配分モデル契約条項等の有用性 ●(「モデル国内法」の開発によるABS国内枠組みの整備の促進の必要性)
遵守	法令および契約の遵 守	● 海外遺伝資源の不正取得とはなにか● 既存制度で対処できないか● 不正取得者に対する利用国政府の「国内措置」のあり方
	国際的に認知された 証明書(認証)	● 実施可能性、実効性、費用・便益分析● 出国時や利用国内でのチェックポイントは必要か
	出所·原産地開示	● 実効性、知財関連制度との抵触
伝統的知識		● 伝統的知識の定義はなにか、CBD15条との関連性は何か
能力構築		● 技術協力、研修、資金援助等のあり方
法的性格		● 制度の各要素について、自発的遵守にするか、法的拘束力を持たせるか

■■ 財団法人バイオインダストリー協会

15

ABS国内法の例

(当時国はこの世界標準化を志向)

利益配分			
A国	B国		
●一律に、総売上げの2%以上を支払 う	特許出願には事前許可が必要利益配分の条件は許可時に決める。		

┛■▲ 財団法人バイオインダストリー協会

「不正取得、不正利用」に関する 共通理解の不在

- 生物多様性条約の原則に従わない行為?
- 資源国の国内法令に従わない行為?
- 契約に違反する行為?
- 伝統的知識の不正使用?(伝統的知識の定義がされていない)
- その他(例:通常市販品の目的外使用?)

→ 財団法人バイオインダストリー協会

17

他の国際機関・条約との境界線の課題

WTO/TRIPs 世界貿易機関

WIPO 世界知的所有権機関

FAO 国際連合食料農業機関 CBD 生物多様性 条約

WHO 世界保健機関 UNCLOS 国連海洋法条約

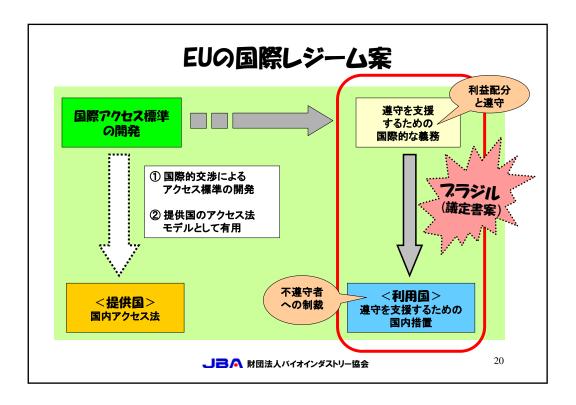
> ATS 南極条約

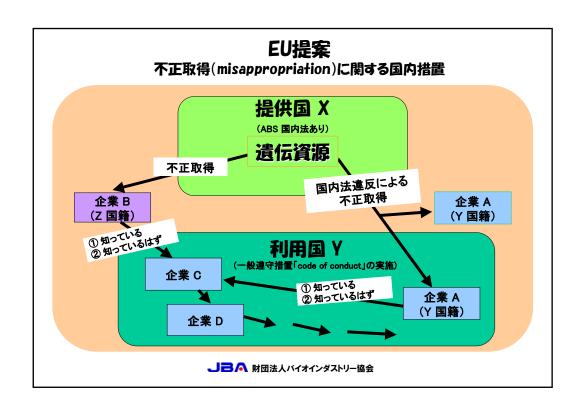
APEC アジア太平洋経済協力

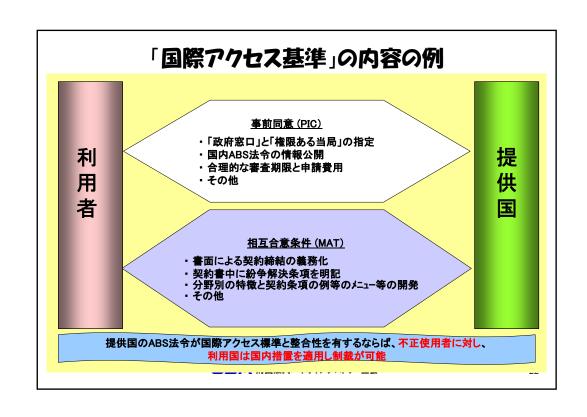
J■ 財団法人バイオインダストリー協会

3. 最新情報

■■ 財団法人バイオインダストリー協会







最終作業部会(ABS-WG9)までの日程

- フレンズオブチェアー会合 (2010.1.26-29、カナダ)
- 地域間非公式協議 (2009.3.16-18、コロンビア)
- ABS-WG9

(2009.3.22-28、コロンビア)

【61ページ、3000か所以上の意見の相違のある文書、会合は1週間限定】

■■ 財団法人バイオインダストリー協会

23

日本のABS取組み状況

- 1. 日本は1993年以来、主要資源国(特にアジア地域)と、WIN-WINの関係構築を着実に進めてきた。
- 2. 国内では、条約の普及促進に努め、企業等の海外遺伝資源への適正なアクセスを支援してきた。
- 3. 日本は、これらの経験を世界へ発信し建設的な議論に貢献しつつある。

┛■▲ 財団法人バイオインダストリー協会

ご清聴ありがとうございました

┛■▲ 財団法人バイオインダストリー協会